

いわてで輝く若手人財PR動画制作及び
情報発信業務

企画提案審査要領

平成30年8月

岩手県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてで輝く若手人財PR動画制作及び情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、「3 審査項目及び配点」に基づき、個別の審査項目ごとに評価を行い、審査票に評点を記入するものとする。
- (3) 上記(2)の評点を集計し、委員会として合計した総得点により順位を付して県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみの場合でも、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- (5) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合（著しく仕様を逸脱している場合など）には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (6) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点
1 全般		【10】
	本事業の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。	
2 企画・構成		【70】
①ものづくり・地域産業への興味関心の醸成	・ものづくり・地域産業への興味関心を持つような構成、演出、表現となっているか。	20
②授業の活用	・学校等においてもものづくりを知るための教材として活用できる内容となっているか。	10
③ものづくり企業の若者・女性社員の起用	・若者・女性社員の起用により、効果的な内容となっているか。	10
④保護者、U・Iターナー向けの情報発信	・保護者向けの情報やU・Iターン情報など就職及び進学後も視野に入れた構成となっているか。	10
⑤関連性について	・DVD 及びパンフレットの内容に関連性があるか。	10
⑥自由提案	・動画等の情報発信効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものであるか。	10
3 業務遂行能力関係		【20】
①業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか、業務実績は良好か。	10
②スケジュール	・実施スケジュールは妥当なものと認められるか。	5
③積算内訳	・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。	5
合 計		100